

氏名：和田 一繁 議員

項目：実証実験の必要性について

Q 1：好気性発酵乾燥方式を採用する方針とした理由は

A 1：昨年度、好気性発酵乾燥方式を採用する方針とした理由は、主に次の3点でございました。

一点目に、カーボンニュートラルの実現に向け、他の処理方式と比較して、温室効果ガスの削減効果が高い処理方式であると評価した点です。

二点目に、国の循環型社会形成推進交付金の交付要件が拡充され、交付率2分の1の適用を受けることができた場合、構成市町の厳しい財政状況においても、財政負担が可能な事業費水準となると見込まれた点です。

三点目に、株式会社カンポのようなRPF製造事業者との連携により、生成されるフラフについて、中長期的に安定した販売が可能であると判断した点でございます。

Q 2：8月定例会後どのような検討を行ってきたのか

A 2：執行部いたしましては、8月定例会における採決結果を重く受け止め、好気性発酵乾燥方式について引き続き検討を進めるにあたり、どのような観点で検討を深めるべきか、議論を重ねてまいりました。

管理者会議におきましては、環境省から、循環型社会形成推進交付金の交付率2分の1の実現は困難であるとの回答が示されたことから、実証実験を実施する意義は薄れた状況にあるものの、まずは「事業を継続的かつ安定的に実施できるのか」という点について、改めて確認すべきであるとの意見が出されました。

このため、関係事業者に対し、改めて意向調査を実施したところでございます。

Q 3：実証実験の目的は何であったのか

A 3：実証実験につきましては、好気性発酵乾燥方式による施設整備を進めるにあたり、国の循環型社会形成推進交付金の交付要件の拡充を目的として、今年度当初予算において実施をご承認いただいたものでございます。

具体的には、国に対して2点の要望を行ってまいりました。

1点目は「施設内で固形化まで行わず、フラフ形状で販売し、民間のRPF製造事業者において固形化を行う場合であっても交付金の対象とすること」、2点目は「交付率を2分の1に引き上げること」でございます。

このうち、1点目につきましては、昨年5月に交付金制度が改訂され、組合と固形燃料化事業者および燃料利用者間で、安定的な廃棄物処理や燃料の供給に関する協定等を予め締結し、10年以上稼働することを条件に、要望が認められました。

しかしながら、2点目につきましては、実証実験を実施したとしても、交付率の引き上げは非常に困難であるとの回答が、環境省から示されております。

Q 4：8月定例会後の調査・検討の結果は

A 4：8月定例会以降の調査・検討で新たに明らかになった内容といたしましては、まず1点目に、フラフの販売先である株式会社カンポから示された塩素濃度の品質基準が、8月定例会時点の「0.3%～0.7%」から、「0.3%以下」へ変更された点です。

この点につきましては、生成されるフラフ約86トンのうち、半数程度については、塩素濃度を0.3%以下にできる可能性が株式会社アンビエンタから示されたものの、残りのフラフについては、現時点では有効な対応方法が見出されておらず、結果として、フラフ全量を販売することができないという課題が明らかとなりました。

さらに、このような状況では、国からの交付金取得に必要となる長期契約の締結も困難となり、交付金を受領できない事態も想定されます。

次に2点目といたしまして、施設の建設・運営が可能な事業者について、8月定例会時点では2社から参入意向が示されておりましたが、今回、1社から参入が困難であるとの回答があり、現時点では事業者の候補が1社に限られている点です。

事業者が1社のみの場合、契約における競争性の確保が難しいことに加え、長期的な施設運営におけるリスク分散が図れないなど、契約面および運営面の双方において課題が残るものと認識しております。

Q 5：実証実験をすることで塩素濃度の課題を解決することは出来ないか

A 5：先ほどお答えいたしましたとおり、実証実験は、国の循環型社会形成推進交付金の交付要件の拡充を目的として、今年度当初予算においてご承認いただいたものでございます。

当時の実証実験計画におきましては、株式会社カンポから提示されていたフラフの塩素濃度に関する基準が、現在の条件へ変更される以前であったことから、塩素濃度の低減を目的とするものではございませんでした。

このため、塩素濃度低減に関する具体的な解決策の見通しが立たない現状において、実証実験を実施することは、その意義が乏しいものと考えております。

仮に、現時点で当圏域の実際のごみを用いて実証実験を行った場合、株式会社アンビエンタが「半数強」と示している塩素濃度0.3%以下のフラフが、当組合において具体的にどの程度生成されるかを把握することは可能でございます。

しかしながら、同社の実験結果に示されている「半数強」という割合から大きく乖離する可能性は低いと見込まれており、0.3%を超えるフラフが一定量発生する状況は避けられないものと考えております。

その結果、生成されるフラフ全量の販売先を確保できるかどうかという根本的な課題が残ることとなり、実証実験が塩素濃度の課題解決に直結するとは言い難い状況でございます。

なお、将来的にさらなる塩素除去技術が確立される可能性を否定するものではございませんが、現有施設の老朽化に伴う維持管理コストの増大等を踏まえますと、執行部といたしましては、新ごみ処理施設の整備を早期に進めることが必要であると判断したところでございます。

Q 6 :好気性発酵乾燥方式を選択肢として残すべきでは

A 6 :議員ご指摘のとおり、好気性発酵乾燥方式は一定の可能性を有する方式であり、技術の進展や事業者の参入状況の変化等により、将来的に有効な選択肢となる可能性はございます。

しかしながら、現時点では、当圏域においては、フラフの塩素濃度などにより販売先の確保が困難なことに加え、建設・運営事業者の競争性の確保やリスク分散など、解決すべき課題が複数存在しております。

このため、早期に新ごみ処理施設の整備を求められている現状においては、好気性発酵乾燥方式を選択肢から除き、現実的に課題の少ない方式に絞って検討を進めることが適切であると考えております。

Q 7 :他のごみ処理方式を採用する場合でも競争原理が働くのでは

A 7 :北川議員からのご質問においてもお答えいたしましたとおり、理論的には、選択肢を増やすことで競争性が働き、コスト削減につながる可能性があることは、議員のご指摘のとおりと認識しております。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、現時点で好気性発酵乾燥方式には、フラフの塩素濃度や販売先の確保、建設・運営事業者の競争性確保やリスク分散など、複数の課題が存在しております。

のことから、他の処理方式のプラントメーカーから見ても、当該方式は実質的に採用可能性が低い事業方式と評価されるものと考えられます。

このような状況では、仮に選択肢として残した場合であっても、他の処理方式のプラントメーカーとの条件比較や価格競争が実質的に成り立たず、十分な競争性が発揮されず、結果としてコスト削減には繋がらないと考えております。

したがいまして、執行部といたしましては、早期に施設整備を進める観点から、現実的に課題の少ない処理方式を優先して検討を進めるべきであると考えております。